

仕 様 書

1 件 名

平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版の新規構築及び運営管理業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

4 公開日

平成30年3月23日（金）（予定）

5 対象サイト

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版：<http://www.gotokyo.org/en/>

【別紙1】「新・サイトマップ案」参照

6 目 的

財団が運営している東京の観光公式サイト「GO TOKYO」（以下「サイト」という。）を以下の項目を踏まえて、外国人旅行者のニーズの高い情報を効果的かつ魅力的に発信するサイトとして、新たに構築し、公開すること。これにより、訪都意欲のより一層の向上を図るとともに、ターゲットユーザーの利便性を高めること。

(1) 構築のポイント

- 英語ネイティブのライティングにより、外国人旅行者の視点に立ち、伝わりやすい英語で書かれたコンテンツの作成
- 外国人旅行者のニーズを踏まえた情報の発信
※財団が別途実施した「外国人旅行者のニーズ調査・分析」結果参照のこと。
- 外国人旅行者に訴求力の高いモチーフの画像の掲載
- 世界的なトレンドの今後の展開を見据えた発展的なデザインの導入
- ユーザビリティが高く欲しい情報にたどりつきやすいサイト構成
- サイトを見るだけでなく「情報」の「利用」を実現する新機能の開発

(2) ターゲットユーザー

- ・外国人訪都旅行者（未・初訪都者、リピーター）
- ・英語ネイティブ・ノンネイティブスピーカー

(3) サイトのメインコンセプト

- ・東京全域を網羅する魅力的で正確な観光情報を発信すること。
- ・未訪都者に東京への関心・興味を喚起すること。
- ・リピーターが東京観光に関する情報をより広く、深く得られること。
- ・東京観光（タビマエ・タビナカ）に必要な最新の情報を効率良く入手できること。
- ・東京の観光都市としてのブランドイメージをPRすること。

7 委託内容

(1) サイトの新規構築・公開・運営管理

サイトを新たに構築し、既存のサイトに置き換えて、「4 公開日」までに公開すること。
公開後、本件履行期間内の運営管理を行うこと。

① 英語ライティングによる新たなコンテンツ制作について

全てのコンテンツを新たに制作することとし、英語ネイティブライターによる原稿作成を行うこと。原稿作成に当たっては、以下の項目を踏まえて、ノンネイティブスピーカーにもわかりやすく、公式サイトにふさわしい英語表現に配慮すること。

尚、作成した原稿に問題があると財団が判断した場合は、ライティング、編集、校閲・構成、レイアウトチェックの担当者及び運営体制の変更を指示することがある。

また、【別紙1】「新・サイトマップ案」に記載のあるとおり、観光事業者・メディア向けの「Travel Trade & Press」や学校関係・団体の方向けの「Educational Trips」等、現行サイトの掲載原稿をネイティブライターが確認・修正等した上で、デザインを新サイトにあわせて調整してデータを移管する等、一部のページについては、既存のコンテンツをもとに新サイトを作成すること。

i アメリカ英語を使用すること

サイト全体で統一して、アメリカ英語でライティングすること。

ii 内容について

外国人旅行者の視点から「行って何ができるか、楽しめるか、見ることができるか」を重視したコンテンツを制作すること。

iii ライティングのガイドラインについて

「ii 内容について」を踏まえて、複数のライターによる運営体制においてもサイト全体でライティングトーンを整えられるように、わかりやすい例示を含むライティングのガイドラインを、英語と日本語で作成すること。

iv ネイティブライターについて

英語ネイティブで、ライティング経験2～3年以上又は同等のライティングスキルを有すること。観光情報又は類似するテーマのライティング経験があること。

v ライティングの編集について

英語ネイティブ又は同等の語学力があり、英語媒体の編集経験3年以上又は同等の編集能力を有する者が編集を行い、原稿の内容、表現の統一を図ること。観光情報又は類似するテーマのWebサイトの編集経験があること。

vi 校閲・校正／レイアウトチェックについて

作成した原稿について、英語と日本語のバイリンガル能力を有する者（当該原稿のライターとは異なる者）が、校閲・校正を行うこと。

さらに、サイトに原稿を掲載した後のレイアウトを確認し、文字化け、レイアウト崩れ、不適切な改行位置等の不具合があれば、修正すること。

vii 翻訳ガイドラインについて

財団が別途提供する翻訳ガイドラインに則ること。ガイドラインは、適宜、改訂すること。基本的に日本語で作成することとするが、必要に応じて、英語のガイドラインも作成すること。

viii 表記／表現の統一について

前述のガイドラインを参照して、サイト全体を通して表記、表現の統一を図ること。

② 日本語原稿作成について

今後、英語版をもとにした新規構築を予定している日本語版のサイトに掲載するための日本語原稿を、以下の項目を踏まえて、英語原稿をもとに作成すること。

- i 英語原稿の内容をもとにして、自然な日本語の文章を書き起こすこと。公式サイトにふさわしく、東京観光の魅力を伝えるために適した表現にすること。また、原稿全体で表現・表記の統一を図ること。
- ii 機械翻訳は不可とする。

③ 掲載許可申請について

テキスト、画像を含む全ての情報の掲載許可申請を各施設・イベント主催者等に対して、以下の項目を踏まえた上で、前項②に記載のある日本語の原稿を用いて行うこと。掲載のために必要な交渉、修正等は受託者が丁寧に対応すること。

- i 東京都と財団が屋内・外に設置するデジタルサイネージをはじめとして、財団が認める他媒体への掲載を含む許可申請を行うこと。
- ii 掲載許可は、原則として書面で得ること。
- iii 許諾状況の管理と報告を適宜行うこと。報告に際して、申請先担当者情報を含む管理表を Excel データ等で作成し、財団に提出すること。

④ サイトに関する「外国人旅行者のニーズ調査・分析」結果の取り込みについて

財団が別途実施した「平成 29 年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に関する外国人旅行者のニーズ調査・分析等業務委託」による結果を踏まえて、サイト全体の構成、コンテンツ制作、機能要件等を検討すること。

調査・分析の報告予定は以下のとおり。

- i 一次報告：平成 29 年 7 月 14 日（金）
アメリカ、オーストラリア、イギリス、カナダに関する情報ニーズ調査の中間報告及び先進事例調査の中間報告
- ii 二次報告：平成 29 年 8 月 10 日（木）
サイト改善方針の提案に関する中間報告
- iii 最終報告：平成 29 年 9 月 29 日（金）

⑤ サイト構成について

【別紙 1】「新・サイトマップ案」、【別紙 2】「新・トップページコンテンツ案」、【別紙 3】「新・機能要件案」が「6 目的」を達成できる構成になっているか、「外国人旅行者のニーズ調査」結果と Google Analytics 等によるサイト解析及び以下の項目を踏まえて検証し、改善等を提案して、財団と協議の上、サイト構成を決定すること。

尚、【別紙 1】「新・サイトマップ案」に記載のある下層頁数はあくまで想定であり、変動する場合がある。具体的なサイト構成を検討するに当たっては、各コンテンツの情報を十分に伝えるために適切な内容・ボリュームを検討・提案し、財団と協議の上、実際に制作する頁数を決定すること。

サイト構成のポイント

- i ユーザーが探す情報にたどり着きやすく、わかりやすいサイト構成
- ii サイト内の情報を活用した高い回遊性

特に、検索流入によるランディングページとなる傾向の強いエリア、観光スポット等の末端ページについては、回遊性を高める設計等を工夫し、直帰・離脱率の低下を図ること。
- iii 「外国人旅行者のニーズ調査」結果の反映 ※以下は一次報告時点、参考。
 - ・「東京ならではの」情報の充実
 - ・「おすすめ」情報の明確な提示
 - 何がおすすめの情報なのか伝わりやすいサイト構成
 - ・基本情報の充実
 - 気候・天気、通貨・両替、公共交通等の都市サービスの情報
 - 各スポットの営業時間、クレジットカード使用可・不可等の情報
 - ・即時性のある観光情報
 - 開催中のイベント情報など旅行・観光中（タビナカ）に実用性の高い情報

⑥デザイン事業者との連携について

本件受託者は、財団が別途指定する「平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版のデザイン制作及びデザイン監修業務委託」事業者（以下「デザイン事業者」という。）と協力・連携してサイトを構築すること。デザイン事業者と協力・連携して、世界的な Web デザイン潮流の今後の展開を見据えて、「6 目的」を達成し、観光都市としての東京のブランドイメージを効果的に PR できる Web デザインを以下の項目を踏まえて導入すること。

- i レスポンシブ Web デザインとすること。
- ii サイト全体に統一感のある、洗練された印象にすること。
- iii 諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

また、本件受託者決定後に実施予定のデザイン事業者公募のために必要となる要件定義等は速やかに行い、必要なページのワイヤーフレーム決定までを財団と協議の上、平成29年9月20日（水）までに決定すること。

⑦ デザイン・レイアウトについて

デザイン事業者が制作するデザインの範囲は以下に記載のとおり。本件受託者は以下に記載のある範囲外のデザインについて、デザイン事業者の監修のもと、デザイン事業者が作成する「制作ガイドライン」に基づいて制作すること。なお、ワイヤーフレームの作成は本件受託者の業務範囲とするが、より良いデザインの実現に向けて、デザイン事業者と協力・連携して最適な提案を実現するための改善を図ること。

※デザイン事業者が制作するデザインの範囲

- ・第1階層（トップページ）、第2階層、第3階層のページデザイン
- ・第4階層以下のページ及びテンプレート10点程度
- ・モバイル端末ホーム画面用のショートカットアイコンと PC ブラウザ用のお気に入りメニューアイコン

⑧ コンテンツ制作について

【別紙1】「新・サイトマップ案」、【別紙2】「新・トップページコンテンツ案」、【別紙3】「新・機能要件案」及び以下に記載の項目を踏まえて、コンテンツを制作すること。

【別紙1～3】サイトマップ案等に記載の内容については、サイト構成を検討する際に改善・変更の提案を行い、詳細なサイトマップ・構成、機能等の要件整理の上、各コンテンツの具体的な内容を企画・提案し、デザイン、ユーザビリティなどについても事前に財団と十分に協議の上、財団の承認を得て制作すること。

尚、コンテンツ制作のために必要な素材は、全て受託者の責任により収集すること。

i 360° 画像（動画・静止画）の制作・設置

「Area Pages」の各エリアの雰囲気をつまやく臨場感のある360°画像を、次項「7（1）⑧外国人訪都旅行者に訴求力の高い画像の掲載について」及び以下の項目を踏まえて、制作し掲載すること。

- ・新たに20件程度のエリアを撮影し、掲載画像を制作すること。
- ・現行サイトに掲載している360°画像13点も掲載すること。
- ・静止画の掲載に当たっては、ページを表示した際に自動でシーンを展開するなどの設定をすること。
- ・エリアを象徴する場所が狭い通りであるなど、静止画では撮影場所の雰囲気を伝えることがむずかしい場合は、動画を制作すること。
- ・画像の掲載に当たっては、閲覧者にとって快適なサイトの表示速度で、スムーズに画像を表示できる仕組みを工夫すること。

ii 地図の設置

観光スポット情報（末端ページ）をはじめ、必要に応じて各ページに設置すること。設置に際しては、地図上に当該スポットの位置を示すマーカーを設置し、最大尺度まで拡大して正確な配置であることを確認すること。

⑨ 外国人訪都旅行者に訴求力の高い画像の掲載について

以下の項目を踏まえて、観光スポットの魅力を外国人訪都旅行者に効果的にアピールできる訴求力の高い写真を新たに撮影・掲載すること。

i 全体

外国人訪都旅行者に訴求力の高いモチーフの選定
各観光スポット・イベント等に「行ってみたい」と思わせる内容

ii カメラマンについて

風景や建築物等を対象とした観光写真の撮影について、専門分野として経験のあるカメラマンが撮影すること。

iii 掲載画像の撮り下ろしについて

掲載する写真は原則として全て、新たに撮影すること。

ただし、限定された時期にしか撮影できないモチーフの写真や、施設から掲載する写真素材の指定のある場合には、財団と協議の上、対応を決定すること。

財団の承認を得て、提供・手配写真を使用する場合には、撮影写真と同じレベルのクオリティ（観光スポットの魅力を伝えるために適切なモチーフ、解像度等）を保つこと。

iv 掲載方法

画面をスムーズに表示、閲覧できるデータサイズに整えること。

※東京都と財団が屋内・外に設置しているデジタルサイネージにも表示するため、できるだけ解像度が高いことが望ましい。

v 画像の掲載・使用許可について

「7 (1) ③掲載許可申請について」記載のとおり、サイトとあわせて前項に記載のあるデジタルサイネージにも表示することを含む掲載・使用許可を得ること。

vi デザイン事業者が手配する写真について

デザイン事業者が提案するデザインに含む写真のうち、第1・2階層のページについてはデザイン事業者が撮影・手配する。本件受託者は、それ以外に掲載する写真の撮影・手配を行い、デザイン事業者の監修のもと、「制作ガイドライン」に基づいて掲載すること。

⑩ 文章量と画像のバランスについて

コンテンツの作成、レイアウトにあたっては、魅力的な観光情報を効果的に伝えるために適した文章量と画像のバランスを考慮して、ページを制作すること。

(2) ショートカットアイコン、お気に入りメニューアイコンの簡単な設定方法の提案

デザイン事業者が作成するモバイル端末ホーム画面用のショートカットアイコンとPCブラウザ用のお気に入りメニューアイコンを設定すること。設定にあたって、ユーザーが簡単な操作でそれぞれの端末ブラウザ上に表示することができる方法を提案すること。

(3) SEO対策

サイト構築にあたって、公開後のアクセス数向上のためのSEO対策の提案・実装を行うこと。コンテンツ制作に際しても、SEO対策のためのキーワードを考慮して行うこと。

(4) アクセス解析

Google Analyticsを利用して、以下の項目毎に、アクセス解析を行うための設定をすること。(サイト公開後から、毎月のアクセス数等の報告実施を想定している。)

- ①英語サイト全体のログ総計
(ページビュー (以下「PV」という。)、セッション数、ユーザー数、新規セッション率等)
- ②トップページPV
- ④PV上位20 (アクセス数の多いページランキング)
- ⑤地域別の訪問者数
- ⑥ダウンロード資料のダウンロード数
- ⑦英語サイト全体のデバイス別アクセス割合
- ⑧その他、計測することで効果的にサイトのアクセス状況を把握できる数値があれば提案すること。

(5) バナー広告の掲出

以下に記載のとおり、バナー広告を掲出すること。

① バナー広告の設置について

- i スポンサーの広告を掲出するスペースを財団と協議の上、設置すること。
- ii 複数社の広告がローテーションで表示されるシステムを作成すること。
- iii 各広告の掲出開始日と終了日について、午前0時を基準として変更が可能となるよう設定すること。
- iv 各広告に対するユーザーのクリック数がカウントできるシステムを構築すること。構築したシステムは定期的にメンテナンスを行い、セキュリティ面など問題のないシステムとして維持すること。

- v バナーの差替え及び新規掲載、掲載の終了等には必要に応じて対応すること。また、それぞれの作業を慎重に実施し、各広告の設定を正確に行うこと。

② アクセス報告について

以下の項目毎にクリック数等を計測し、毎月、報告できる設定を行うこと。

(サイト公開後から、毎月のアクセス数等の報告実施を想定している。)

- i バナー毎のクリック数及び広告掲載ページのPV数
- ii バナー毎の Impression 数・CTR (クリック率)

(6) システム・サーバ等の運用・保守管理

以下に記載の内容及び次項「8システム開発・導入要件」及び「9システム運用保守要件」に記載の要件にもとづいて、システム・サーバ等の運用管理を行うこと。

- ① 個人情報を取り扱うページについては、SSLを設置すること。
- ② 【別紙4】「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を順守すること。
- ③ ドメインについて
 - ・ 現行サイトのドメイン (gotokyo.org) を使用すること。
ドメインの管理は、財団が別途指定した現行サイト運営事業者が行っている。
 - ・ 現行サイト (www.gotokyo.org) サーバのリバースプロキシ経由で、本件で導入整備するサーバに接続する形式をとることを想定しているが、表示速度等スムーズな閲覧環境と現行サイトのドメインにある SEO 対策における優位性を維持するために最適な方法を検討し、提案すること。実際の設定方法は事前に財団と十分に協議の上、決定すること。
尚、リバースプロキシによる接続形式をとる場合は、現行サイト運営事業者が設定作業を行う。
- ④ 契約満了又は契約解除に伴い、財団が新たに契約する同業務の受託事業者への円滑な業務移行が可能になるように、汎用性のあるシステムを構築するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないようにしておくこと。

8 システム開発・導入要件

(1) 作業範囲

- ① 基本設計～詳細設計
- ② システム構築
- ③ ソフトウェアの調達、開発
- ④ 開発・運用期間中のライセンス契約
- ⑤ ハードウェアの調達、設置及び調整
- ⑥ 新設ハードウェアへのソフトウェア導入調整
- ⑦ 導入システム (次項 (4) に記載の CMS を含む) の指導助言
- ⑧ 運用支援
- ⑨ 関連ドキュメントの作成 (管理・運用マニュアル等の作成)
- ⑩ その他、関連する付帯作業

(2) 機能要件

【別紙3】「新・機能要件案」の一覧をもとに、ユーザビリティの高いサイトを構築するために設置すべき機能について、導入するシステムを含む具体的な内容を提案すること。

財団と協議の上、内容を決定し、開発・設置・運用管理を行うこと。

① 「外国人旅行者の利便性を高めるための新機能」について

一覧にも記載のある以下の4つの機能を新たに開発すること。また、これら以外

にも、ユーザーがサイトを「見る」だけでなく「使える」ことで、ユーザビリティを高めるために有効な新機能の提案を積極的に行うこと。具体的な内容は財団と協議の上、決定すること。

- i サイト内検索①（音声による）
- ii 読み上げ機能
- iii プッシュ通知
- iv 地図機能（経路案内）

② 【別紙3】「新・機能要件案」No.24「サイト・ページ構成次第で設置を検討」する項目について

サイト・ページ構成を検討した上で、ユーザーが情報を捉えやすくなり、ユーザビリティを向上するために、検索や外部連携 API 等の機能を設置することが有効であれば、具体的な機能の内容・設置方法を提案し、財団の承認を得て開発・設置・運用・管理を行うこと。

(3) 関連メディアとの情報連携

財団の指定する各媒体との情報連携に必要な作業・データ管理を各事業者と協力・連携して行うこと。想定される事業は以下のとおり。

① 屋内／屋外型デジタルサイネージ

末端ページの情報（展覧会情報を含むイベント、観光スポット等）を週に1回程度、デジタルサイネージに同期するために、外部連携用 XML ファイル出力及び画像等ファイル出力機能を利用してエクスポートすること。財団が別途指定するデジタルサイネージの運用事業者と協力・連携して、エクスポートしたデータを正しくデジタルサイネージで表示するために必要な対応・措置をとること。

② E-mail Newsletter “Tokyo Monthly”

財団が別途指定する事業者が毎月作成する「E-mail Newsletter “Tokyo Monthly”」をサイトの観光事業者・メディア向けページに CMS を使用して掲載するために、事業者と協力・連携して必要な対応・措置をとること。

(4) コンテンツの編集管理機能（CMS）について

コンテンツの編集管理は、以下の項目を踏まえて、CMS を設定して行うこと。

① CMS の選定について

- ・商用 CMS を使用することが望ましいが、商用 CMS と同等以上の高いセキュリティレベルを確保できる場合は、オープンソースの CMS を採用してもよいこととする。ただし、その場合でも WordPress、Movable Type の使用は不可とする。
- ・CMS の選定とセキュリティ対策の方法については、事前に財団の承認を得ること。
- ・選定した CMS の安全で安定した運用と高いセキュリティレベルを維持するために、必要な対応を適宜行うこと。障害発生時には、本件受託者が責任をもって対応し、安定した運用ができる状態に復旧すること。

② 前項「9（3）関連メディアとの情報連携」に記載のとおり、財団担当者及び財団が別途指定する関連事業者が、情報の更新やニュースレター等を掲載するために、直接更新できる Web ベースのシステムとすること。特に、緊急時の「お知らせ」表示については、財団担当者が速やかに登録できるように必ず設定すること。

③ ID/PW の発行・管理、作業可能領域の設定

- ・更新担当者にコンテンツ編集用のユーザーID・パスワードを割り当て、発行すること。件数は10件程度の想定。
 - ・更新担当者毎の作業可能領域を設定できるシステムとすること。
- ④ 更新担当者が各ページの更新作業を行った際に、自動的にシステムからのメール通知を財団の担当者宛てに送信し、更新情報を共有できるようにすること。
 - ⑤ 更新担当者を簡単な操作で追加・変更・削除できるようにすること。
 - ⑥ 財団担当者にコンテンツ編集管理及び公開承認用のユーザーID・パスワードを割り当てることとし、コンテンツの承認・修正・公開・削除等のワークフロー管理が可能となるようにすること。
 - ⑦ コンテンツの公開日、公開終了日の指定を可能とすること。
 - ⑧ URLのリンク切れのチェックを可能とすること。
 - ⑨ HTMLを意識することなく、一般的なオフィスソフトに近い操作性により、初めて使用する担当者でもスムーズにコンテンツの更新作業が行えるシステムにすること。既に登録したデータを読み出して、変更、削除、再利用等ができるようにし、コンテンツ登録の効率化のための工夫を行うこと。
 - ⑩ データ入力時に文字制限を超える等の誤入力があった場合は、エラー内容を表示するなど、データ入力作業を容易なものにすること。
 - ⑪ 写真や画像を登録するときには、代替テキストの入力を必須として要求するなど、アクセシビリティに配慮したコンテンツ作成を支援するための工夫を行うこと。
ただし、音声読み上げ機能の導入にあたって、画像を装飾とみなして読み上げない場合、代替テキストの入力は行わないものとする。
 - ⑫ コンテンツ内に含まれる機種依存文字や半角カタカナの使用チェック及びアクセシビリティチェックをコンテンツ作成時に行い、修正が必要な場合は、HTMLに関する知識を必要とすることなく、適切に修正できるような自動変換機能を有すること。
 - ⑬ 作成したWebページを公開する前に、ブラウザ上で公開イメージを確認できること。
 - ⑭ CMSで補えないコンテンツ更新について、その更新方法を提案すること。

(5) 技術要件

システム基盤 (OS、ミドルウェア)

項目	要件	備考
OS	Linux サーバ、Windows サーバ又は同等以上の性能を有するもの	※セキュリティを考慮し、有償のOSを使用すること。
開発言語	開発言語・支援ツールは国際標準もしくは事実上の業界標準のものを採用すること。	
データベース	フリーソフトウェアの使用も可とするが、安定した維持管理が可能であること。	※十分なセキュリティ対策を施すこと。
ウイルス対策ソフト	全てのサーバに対してウイルス対策ソフトをインストールすること。	※有償のソフトを使用すること。

(6) データセンター要件

サーバを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電等を有するものとし、安定した稼働が行える環境であること。

(7) システム稼働環境要件 (サーバ設置環境)

本件に係るシステムの稼働基盤となるサーバ機器等の導入・整備を、以下に記載の内容にもとづいて行うこと。

- ① インターネット回線は、1 GBbps以上又は同等とすること。
- ② ハウジングによる物理サーバを基本とするが、クラウドサーバでも同等以上の性能及びセキュリティレベルの維持が可能であれば、財団の承認を得た上で使用してもよいこととする。
- ③ 以下に記載のあるスペック又は同等以上とすること。RAIDを前提としてミラーリングやホットスペア等により、冗長性を考慮した構成にすること。

項目	要件
CPU	Xeon E5-2603 v4 1.70GHz 1P/6C 相当
メモリ	8GB
HDD	SAS 300GB

- ④ サーバの性能について、現行サイトと同等以上のインターネットを経由したアクセスを想定した可用性を確保すること。
- ⑤ ファイアウォールを設置し、不正なアクセスを遮断すること。また、最新のセキュリティ対策 (IPS、WAF、改ざん検知等) を導入し、万全なセキュリティ対策を取ること。
- ⑥ サーバ及びファイアウォールなどの機器については、故障した際、迅速に復旧ができるように代替機器を用意しておくこと。
- ⑦ 公開サーバ及びCMSサーバへの通信は、SSL暗号化通信により行うこと。
- ⑧ コンテンツの更新・公開のためのアクセスは、本件受託者と財団担当者及び財団が指定する者からのみ可能にすること。
- ⑨ バックアップ装置は、過去1ヶ月のデータ保持が可能であり、システムを停止することなく23:00～翌6:00までにバックアップの取得を完了する性能を有すること。
- ⑩ ハードウェアは、省スペース、省エネルギーを実現できるものとする。
- ⑪ 機器の追加や変更が容易なシステム構造とすること。
- ⑫ 今後のシステム拡張時に、最小限の費用で対応できるような拡張性を確保すること。

(8) システム稼働環境要件 (ソフトウェア環境)

- ① ミドルウェア、リレーショナルデータベース管理システム、ウィルス対策ソフト等、本件に係るシステム導入に当たって、必要となるソフトウェアについては、受託者の負担において全て用意すること。
- ② 使用するソフトウェアについては、できるだけ汎用的なものを使用すること。
- ③ ソフトウェア使用の構成については、将来性、拡張性、移植性を考慮し、少なくとも5年間の運用に対応できる仕様とすること。また、将来において、拡張が必要になった場合に、別の業者においても変更が可能なものとする。

(9) システム利用環境要件

① システム管理者利用環境

システムの管理者 (受託者及び財団担当者、財団が指定する事業者) 側利用環境として、以下の環境で稼働すること。

項目	要件
OS	Windows10 以降
Web ブラウザ	Internet Explorer 11 以降

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に Web ブラウザのみで利用できること ・できるだけ事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと。 ・Java 実行環境 (JRE) や一般的に公開されている各種プラグイン等のインストールが必要な場合は、マニュアルに設定方法も記載すること。 ・端末設定を、支障なく利用するために変更する必要がある場合は、その変更により当該端末のその他のシステムに悪影響を及ぼさないよう配慮すること。 ・今後の端末調達において、ハードウェアや OS 等のソフトウェアの仕様が変化する可能性があるため、その変化に対応できるよう考慮しておくこと。
-----	---

②閲覧者環境

閲覧者環境として、一般的なブラウザで正常に動作すること。

想定しているブラウザは以下に記載のとおりである。今後導入されていく OS やブラウザにも適宜対応し、以下の一覧の内容も更新すること。

項 目	要 件
PC 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ Internet Explorer 9 以上 ・ Edge 最新バージョン ・ Chrome 最新バージョン ・ Firefox 最新バージョン ・ Safari7 以上
スマートフォンの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ iPhone の標準的なブラウザ (Safari, Chrome, Firefox) ・ Android の標準的なブラウザ (標準ブラウザ、Chrome, Firefox)

9 システム運用保守要件

以下に記載のとおり、システムの運用・保守管理を行うこと。

(1) 運用要件

- ・ 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼動すること。計画停止及び予定外の停止時間は、基準値を設定すること。
- ・ 対障害性などを十分考慮すること。
- ・ 重要な機器については、停電の際などの予備電源や落雷時等の過電流保護対策などを十分に考慮すること。

(2) 運用範囲

- ・ システム (パッケージ等) の定期的なプログラム修正 (操作性の改善や軽微な修正等) を財団の追加費用なしに行うこと。
- ・ システム利用状況の定期報告、システム予防保守 (メンテナンス、セキュリティパッチの適用等含む)、障害対応等は受託者が行うこと。

(3) 運用管理体制

- ・ 本システムの契約期間を通じた運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の連絡体制を記載すること。障害発生時は 24 時間受付可能な体制とすること。

- (4) データ管理
 - ・ 原則、毎日データのバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、少なくとも、前日データバックアップ時点までのデータを回復すること。なお、バックアップ形式運用については、別途財団と協議すること。
 - ・ バックアップメディアを適切に管理すること。
- (5) 構成管理
 - ・ 設備・回線・機器・ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。
- (6) システム監視管理
 - ・ ネットワーク機器の稼働監視を行うこと。
 - ・ サーバの稼働監視及び負荷監視(CPU、ディスク)、プロセス監視やログ監視などを行うこと。
 - ・ その他侵入検知や改ざん検知などの対策も行うこと。
- (7) 保守管理
 - ・ 契約期間中をとおしてシステムの安定的運用を図るための定期保守を毎月実施すること。
 - ・ セキュリティパッチの適用については、毎月定期保守時に実施すること。ただし、緊急性の高いセキュリティパッチについては、財団と協議の上、迅速に適用を行うこと。
- (8) 障害管理
 - ・ 障害対応マニュアルを定め運用すること。

10 納入物件

- (1) ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面を作成し、提出すること。
 - ・ 提出期限：平成30年2月28日(水)
 - ・ 内容：サイト設計書、システム仕様設計書、CMS更新マニュアル、データベース構成図及び機器、セキュリティ対策等
- (2) ウェブサイトデータ
契約満了又は解除に伴い、ウェブサイトのデータをDVD-ROM等で提出すること。

11 支払

本委託にかかる支払は、12月末と3月末の2回に分けて、履行と執行額の確認後に、受託者からの請求にもとづいて行う。

12 著作権

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、財団に帰属するものとする。
- (3) 本委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）の譲渡を事前に受けるものとする。また、再委託先が成果物の著作権者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。
- (5) 本委託において使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- (7) 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団や東京都が行う観光振興に係る事業活動において使用することがある。
- (8) (1) から (7) までの規定は、「13 その他 (7)」により、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (9) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

13 その他

- (1) 運用に当たっては【別紙5】「東京都公式ホームページ作成に係る統一基準」を参照の上、観光サイトにおいても必要な項目については同基準に準拠すること。準拠しない範囲については、事前に財団の承認を得ること。
- (2) コンテンツの企画・作成・更新に関しては、事前に財団の承認を得ること。諸外国との関係に配慮し、公序良俗に反することのない内容とすること。
- (3) 侵害時の対応は以下のとおりとする。
 - ① 緊急時対応体制の整備
情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合は、別に定める緊急体制に従って対応すること。
 - ② 緊急時対応体制の内容
別に定める緊急体制に従い、連絡を行うと同時に、迅速に適切な対処を施すこと。
 - ③ 緊急時対応体制の見直し
契約開始後及び担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制の見直しを行うこと。
- (4) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。
 - ① 調査依頼への協力
財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的協力すること。
 - ② 調査実施後の指摘事項の対応
指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し、必要な措置をとること。
- (5) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。
- (6) 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密（【別紙6】「個人情報に関する特記事項」及び【別紙4】「電子情報処理委託に係る特記仕様書」を含む。）は、契約期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- (7) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には事前に財団と協議しなければならない。
- (8) 受託者の制作体制において、ライター、チェッカー、カメラマンなど専門的な業務に携わるスタッフに問題があると財団が判断した場合は、再度の校閲・校正、担当者の変更を指示することがある。
- (9) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。
- (10) 契約金額には「13 その他 (9)」に関する費用が含まれるものとする。
- (11) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (12) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。

1 4 契約更改について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、最長1年を単位として、最大1回の更改ができるものとする。

更改を検討するに当たり、必要な業務報告書を財団の指示に従い、提出すること。

更改後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

以 上

【担当者】

公益財団法人東京観光財団

総務部観光情報課 大内、北澤

電 話：03-5579-2681

F A X：03-5579-8785